8　［省］
9　組物の意匠について意匠登録を受けようとするときは、「【意匠に係る物品】」の欄には別表に掲げる組物の一を記載する。
10～38　［省］
39　「【意匠に係る物品】」の欄の記載のみでは物品、建築物又は画像の使用の目的、使用の状態等が明らかでないときは、「【意匠に係る物品の説明】」の欄にその物品、建築物又は画像の使用の目的、使用の状態等、物品、建築物又は画像の理解を助けることができるような説明を記載する。
40～45　［省］
46　意匠法第15条第１項において準用する特許法第43条の２第１項（意匠法第15条第１項において準用する特許法第43条の３第３項において準用する場合を含む。）の規定による優先権を主張しようとするときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「意匠法第15条第１項において準用する特許法第43条の２第１項（意匠法第15条第１項において準用する特許法第43条の３第３項において準用する場合を含む。）の規定による優先権の主張を伴う意匠登録出願」と記載する。

様式第２の２（第２条の２関係）

【書類名】　意匠登録願（複数）
【整理番号】
（【提出日】　令和　　年　　月　　日）
【あて先】　特許庁長官　　殿
【意匠登録出願人】
　【識別番号】
　【住所又は居所】
　【氏名又は名称】
　（【国籍・地域】）
【代理人】
　【識別番号】
　【住所又は居所】
　【氏名又は名称】
（【手数料の表示】）
　（【予納台帳番号】）
　（【納付金額】）
【意匠○】
【整理番号】
【意匠に係る物品】
【意匠の創作をした者】
　【住所又は居所】
　【氏名】
【提出物件の目録】
　【物件名】　図面　　1
【意匠に係る物品の説明】
【意匠の説明】

8　［省］
9　組物の意匠について意匠登録を受けようとするときは、「【意匠に係る物品】」の欄には別表第二に掲げる組物の一を記載する。
10～38　［省］
39　別表第一の下欄に掲げる物品の区分のいずれにも属さない物品、建築物又は画像について意匠登録出願をするときは、「【意匠に係る物品の説明】」の欄にその物品、建築物又は画像の使用の目的、使用の状態等、物品、建築物又は画像の理解を助けることができるような説明を記載する。
40～45　［省］
［新設］

［新設］